

石農委第449号

平成29年1月18日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田直範 様

石狩市農業委員会会長 須藤 義春



農地情報公開システムの整備に係るオンライン結合について（諮問）

「農業委員会ネットワーク機構」が提供するシステムにオンライン結合することから、石狩市個人情報保護条例第11条第2項の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1 業務の名称と内容

業務の名称：農地情報公開システムの整備に係る業務

内容：農地法に基づく法定業務等の更新、農地台帳情報の閲覧・参照

2 個人情報内容

農地に関する情報（農地所有者又は借受者における世帯員の氏名、住所、年齢、生年月日、従事日数、賃借権の設定情報、農業委員会の業務における情報）

3 オンライン結合による個人情報の提供先及び提供方法

提供先：農業委員会ネットワーク機構、北海道、農地中間管理機構

提供方法：LGWAN ネットワーク（SSL 通信、閉域網ネットワーク）の利用

4 オンライン結合による個人情報を提供する理由及び利用目的

農地法における農地台帳の公表義務に係る費用及び作業負担を軽減するため、農地集積・集約化の推進、農地利用に係る行政調査等に使用

5 個人情報の保護措置の概要

農地情報公開システムは計画段階から内閣官房IT総合戦略室の指導を受け、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」や『個人情報の保護に関する法律』に準拠し、適正に取り扱う

6 担当部署

農業委員会事務局

平成29年1月18日

石狩市農業委員会会長 須藤義春様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範



平成29年1月18日付け石農委第449号をもって諮問のあり
ました、農地情報公開システムの整備に係るオンライン結合につい
て審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申
します。